

令和5年1月31日

一般社団法人 群馬県専修学校各種学校連合会
令和4年度設置者研修会

専修学校および各種学校に関する最新の情勢について

全国専修学校各種学校総連合会
参 与 菊 田 薫

1. 学校法人制度改革の動向

- 私立学校法改正とそれともなう学校法人の対応
- 私立学校法改正のスケジュール

2. 高等教育の修学支援新制度の見直しについて

- 経営要件の厳格化への対応
- 中間層への支援の拡大

3. その他

- 専修学校等振興議員連盟総会 ほか

(参考) これまでの検討経緯①

- 学校法人制度を定める**私立学校法**は、私立学校が主に寄附財産、授業料等によって設立・運営される特性に鑑み、運営の**自主性**を重視するとともに、幅広い意見の反映を通じた**公共性**の高揚を目的としている。
- これまでの**累次の法改正**により、時代の要請に合わせてガバナンスの強化が図られた一方、**令和元年改正**では施行後5年の検討規定が置かれるとともに、**国会附帯決議**や**閣議決定**により、不祥事防止のより実効性ある措置や、社会福祉法人・公益法人と同等のガバナンスを発揮するための改革の検討が要請されている。
- これまで「学校法人ガバナンス改革会議」等の**専門家による審議**を重ねた結果、理事に対する監督・けん制を重視し、評議員会を最高監督・議決機関に改めるなどの提言を得た一方、教育研究への影響などについて、**私学関係者から強い懸念**も寄せられている。

【累次の法改正等】

平成16年改正

- ・ 理事会の設置、外部役員を導入、監査報告書の制度化
- ・ 役員を選解任方法の寄附行為記載事項化
- ・ 評議員会による事業計画・実績への意見など

平成26年改正

- ・ 所轄庁による措置命令・解任勧告、報告検査など

令和元年改正

- ・ 特別利害関係理事の議決権排除、監事への報告義務
- ・ 監事による理事会の招集権、理事の行為の差止請求権
- ・ 評議員会による中期的な計画・役員報酬基準への意見
- ・ 施行後5年を目途とした施行状況の検討など

令和3年

- 3月「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」報告
- 12月「学校法人ガバナンス改革会議」報告

(参考) これまでの検討経緯②

学校教育法等の一部を改正する法律 附則（令和元年法律第11号）（抄）

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和元年5月16日参議院文教科学委員会

※衆議院もほぼ同内容。

七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、**理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止**するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

八 学校法人における**監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保**し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その**選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずる**こと。

九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、**理事長の解職に関する規定の追加**を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

学校法人のガバナンスに関する有識者会議（令和2年1月～令和3年3月）

「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、令和元年度より開催。令和3年3月の提言では、特に大学を設置する法人を対象とし、学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について取りまとめ。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革^{（注）}につき、年内に結論を得、法制化を行う。

（注）経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえた社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するためのガバナンス改革。

学校法人ガバナンス改革会議（令和3年7月～）

「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、新法人制度改革案や規模等に応じた取扱いについて検討を行い、令和3年12月に、制度改革に向けた改革案の全体像を取りまとめ。

- ✓ 近年、学校法人のガバナンスの抜本改革と強化のための機関設計の見直しや事業運営に関する情報開示の徹底の必要性が、これまでに増して強く認識されている。
- ✓ こうした認識の下、令和元年1月～令和3年3月に開催された「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」の報告書の具体的提案のうち、法制度改正に必要な事項を中心に、令和3年12月に報告書が取りまとめられた。

提言の主な内容

➤ 評議員・評議員会の職務・役割、選任

- ・ 評議員会を「最高監督・議決機関」とする
- ・ 一定の重要事項につき評議員会の議決を要する
- ・ 理事会・理事による評議員の選任・解任は認めない
- ・ 現役（退職後5年まで）の理事や教職員との兼任は認めない
- ・ 理事の任期よりも長い任期とする
- ・ 評議員の最低人数は3名以上とする

➤ 理事・理事会の職務・役割、選任

- ・ 理事の選任・解任は評議員会が行う（いつでも決議によって解任）
- ・ 任期は、選任後2年以内の最終事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする
- ・ 理事長は、理事会が選定・解職し、理事会に職務報告

➤ 監事の職務・役割、選任

- ・ 監事の選任・解任は評議員会が行う
- ・ 理事又は職員との兼任禁止（子法人も同様）
- ・ 理事の親族・特殊関係者の就任禁止
- ・ 理事の任期の倍以上の任期とする
- ・ 法人・理事間の訴えで法人を代表する

➤ 会計監査人・計算書類（※）

- ・ 機関として会計監査人の設置を義務付ける
- ・ 財産目録・貸借対照表等の作成期限は、毎会計年度終了後3か月以内とする
- ・ 私立学校法、私立学校振興助成法の両法律の趣旨に適合した学校法人会計基準を策定する

➤ 内部統制システム（※）

- ・ 法人の業務の適正を確保するための体制の整備義務
- ・ 監事は、内部統制システムの実効性を監査する

➤ 事業活動実態に関する情報開示（※）

- ・ 財務情報及び事業報告書は、統一様式に基づいて作成する
- ・ 財務情報及び事業報告書は、学校法人共通のプラットフォームで開示する

（※）については、公益法人等に倣い、学生数、教職員数、収支等による社会的な重要性と影響度を勘案した一定規模以上の学校法人に適用する。

➤ その他

- ・ 「寄附行為」の名称を「定款」に変更する

大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会

- ◆ 学校法人のガバナンスの強化に向けた私立学校法（昭和24年法律第270号）の改正の方向性について、私立学校関係団体の代表者及び有識者と協議し、その合意形成を図ることを目的として設置。
- ◆ 「私立学校ガバナンス改革に関する対応方針」（令和3年12月21日公表）に示された検討の方向性を踏まえ、今後目指すべき私立学校の運営の在り方及びそのための改革の全体像を広く検討。

協議事項

- 理事、監事及び評議員の選解任、資格、権限等について
- 理事長の選定解職等について
- 会計監査人の設置について
- 内部統制システムの整備について
- 子法人の扱いについて
- 過料・刑事罰の在り方について
- その他

委員一覧

佐野慶子	公認会計士
西岡佳津子	(株)日立製作所 取締役会室長
◎福原紀彦	中央大学法科大学院 教授・前学長、 弁護士（マリタックス法律事務所）、 (一財)私学研修福祉会 理事長、 (一社)大学スポーツ協会 (UNIVAS) 代表理事・会長
梅本寛人	弁護士（京橋・宝町法律事務所）
尾崎安央	早稲田大学法学学術院 教授
米澤彰純	東北大学 国際戦略室副室長・教授、 総長特別補佐（国際戦略担当）
田中愛治	(一社)日本私立大学連盟 会長、早稲田大学 総長
小原芳明	日本私立大学協会 会長、玉川大学 理事長・学長
川並弘純	日本私立短期大学協会 常任理事、 聖徳大学短期大学部 理事長・学園長・学長
嵯峨実允	日本私立中学高等学校連合会 常任理事、学校法人藤華学院 理事長
重永睦夫	日本私立小学校連合会 会長、 東京都市大学グループ学校法人五島育英会 評議員、 前 東京都市大学附属小学校 校長
尾上正史	全日本私立幼稚園連合会 副会長、 学校法人福岡幼児学園 紅葉幼稚園 理事長・園長
福田益和	全国専修学校各種学校総連合会 会長、学校法人福田学園 理事

スケジュール

第1回	1月12日 (主な論点に関する団体への意見照会)
第2回	2月9日
第3回	2月22日 (主査覚書①)
第4回	3月9日 (主査覚書②)
第5回	3月17日 (報告書案①)
第6回	3月22日 (報告書案②)

◎：主査

1 私立学校法と学校法人の独自性

- 学長・校長の権限を最大限尊重しつつ、**設置する学校の教育研究の発展に向け、高度で複雑な戦略的経営が必要。**
経営と教学の協調を図りながら、運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の向上という責務を果たす独自性を考慮すべき。
- 現在の制度は、所轄庁の違いや規模の大小等、**多様な学校法人を尊重し、柔軟に対応**することができる**包括的な制度設計**。
- 現在の評議員会の位置付けは、私的財産の抛出等に基づき、**創立の理念と建学の精神のもとに学校を設置・管理**するという固有性を踏まえたもの。
- 評議員会について、建学の精神に力点を置いた寄附行為の番人（＝伝統的なガバナンス構造）、教育研究活動の拡大等に伴う幅広い関係者との対話による公共性の維持（＝現代的なガバナンス構造）のそれぞれで、**業務執行に対するけん制機能の健全な実質化が必要**。
- 税制優遇や私学助成、幼児教育・高等教育の無償化等の進展を踏まえ、ガバナンス構造について、**社会的な信頼を確保すべき要請**が強まっている。

2 学校法人の機関構造設計の基本的視点と規律上の工夫

2-1 法人意思決定の構造とガバナンス構造との適切な構築

- ・「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方を基に、理事・理事会、監事及び評議員会のそれぞれの権限を明確に整理・分配。
私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立する必要。
- ・不祥事発生の背景となるガバナンス不全の構造的リスクを低減する観点から、評議員会の地位や理事・監事・評議員の選出の在り方を改善すべき。
- ・現状において問題がないとしても、改革が不必要であるとは言えず、大部分が寄附行為に委ねられているガバナンス構造を、法的規律で明確化。

2-2 規制区分・寄附行為自治・経過措置の工夫

- ・必要となる法的規律は共通に明確化して定めつつ、所轄庁の違いや、法人の規模を考慮するとともに、寄附行為による自治を一定の範囲で許容するなど、学校法人の実情にも配慮すべき。その際、知事所轄学校法人であっても、全国的に展開する等の大規模法人については、大臣所轄学校法人与同等の扱いとすることも検討。
- ・あわせて、現状の機関構造からの変更については、負担の回避・軽減と継続性に鑑み、知事所轄学校法人については慎重に措置し、必要に応じて経過措置を検討。

2-3 各種ガバナンスのエンフォースメント

- ・適切な機関構造の設計により重層的にけん制機能を確保するとともに、事業報告書等の情報公開等によるガバナンスの実効性を確保することが必要。
- ・理事会・評議員会の適正な運営確保、訴訟制度の整備、刑事罰の新設（特別背任・贈収賄等）などについて、他法人制度を参考に導入。
- ・ソフトローとしてのガバナンスコードの見直しや実効性確保の方策についても、必要な支援を行いつつ、自主的な検討と改善を促進。

3 学校法人改革の具体的方策

3-1 学校法人における理事会・評議員会の地位

(1) 学校法人における理事会と評議員会の意思決定権限

- ・大臣所轄学校法人においては、法人の基礎的変更（任意解散・合併、それに準じる程度の寄附行為の変更）について、理事会の決定とともに評議員会の決議を要する。
基礎的変更に関わらない業務に関する事項については、現行制度を維持。
- ・知事所轄学校法人においては、現行制度を維持。

(2) 理事会の監督機能によるガバナンス強化

- ・理事会による理事長の選定・解職を法定。
- ・重要事項の決定につき、個別の理事への委任を禁止。
- ・理事に対し理事会への職務報告を義務付けるとともに、理事会の公正や活動状況等の情報について、事業報告書における情報開示を促進。
- ・大臣所轄学校法人においては、外部理事の数を現行の最低1人から引き上げ。

(3) 評議員会のチェック機能によるガバナンス強化

- ・理事の選任については、評議員会その他の機関を選任機関として寄附行為上で明確化。
評議員会以外の機関による選任の場合は、評議員会からの意見聴取を義務付け。
- ・理事の客観的な解任事由（法令違反、職務義務違反、心身の故障等）を法定。
- ・評議員会に、理事選任機関が機能しない場合の解任請求、監事が機能しない場合の差止請求・責任追及の請求等を認める。大臣所轄学校法人の評議員会の招集要件を緩和。
- ・校長理事制度は、解任事由がある場合に理事としての解任がなされることを前提に維持。
- ・理事の任期は4年を上限とし（再任は可）、監事・評議員の任期を超えない範囲で寄附行為で定める。
- ・監事の不正報告、所轄庁の解任勧告の対象に評議員を含める。

(4) 評議員の選任と評議員会の構成等の適切化

- ・評議員の選任については、評議員会を選任機関として明確化し、理事・理事会による選任に一定の上限を設定。あわせて、評議員に求める資格・能力の要件を明確化。
- ・理事と評議員の兼職を禁止。あわせて、評議員の下限定数を引き下げ。
- ・評議員会機能の健全な実質化・可視化を図るため、役員近親者、教職員、卒業生等、属性に応じた上限割合を設定。知事所轄学校法人については、規模や関係者の範囲も踏まえて円滑な事業継続に配慮。
- ・評議員の任期は6年を上限とし（再任は可）、寄附行為で定める。

3-2 学校法人における監査体制の充実

(1) 監事の地位の独立性と職務の公正性の確保

- ・監事は評議員会が選任するとともに、役員近親者の監事就任を禁止。
- ・理事と同様、監事の客観的な解任事由を法定。
- ・監事の任期は理事の任期と同等以上となるよう寄附行為で定める。
- ・大規模大臣所轄学校法人については、監事の一部を常勤化することとする。
- ・評議員会と協働し、的確な判断をするため、監事が評議員会に出席し、意見を述べる責務を明確化。

(2) 重層的な監査体制の構築

- ・大臣所轄学校法人において、リスクマネジメントや内部監査、監事への内部通報等の内部統制システムの整備を理事会に義務付けるとともに、会計監査人による会計監査を制度化。その際、私学法及び私学振興助成法に基づく計算書類や会計基準を一元化し、両法に基づく監査の重複を排除。
- ・事業報告書において学校法人のガバナンスに関する情報を積極的に開示する仕組みとするとともに、計算書類においてはセグメント別の情報表示を検討。
- ・子法人の設置により、ガバナンス構造に隙が生じないよう、計算書類の注記における記載事項等の見直しを検討するとともに、監事・会計監査人の調査対象に子法人を含める。

3-3 その他

- ・役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得について、これまでの不祥事案を踏まえ、他の公益法人制度に合わせて刑事罰を新設。
- ・学校法人が私人の寄附財産等により設立・運営されることを示す意義に鑑み、評議員、外部理事等の理解を積極的に得る努力をしつつ、「寄附行為」の名称は維持。

私立学校法改正法案骨子

一 目的

学校法人における円滑な業務の執行、幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止・是正を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の選任及び解任の手続、理事会及び評議員会の権限及び運営等の学校法人の管理運営に関する規定を整備するとともに、特別背任罪等の罰則について定める。

二 基本的な考え方

学校法人制度改革は、次に掲げる事項を旨として実施する。

- 1 学校法人の機関設計について、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、各機関の権限分配について、法人の意思決定と業務執行の権限や業務執行に対する監督・監視の権限を明確に整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立する観点から、必要な法的規律を共通に明確化して定める。
- 2 大臣所轄学校法人と知事所轄学校法人の区分その他の規模に応じた区分を設け、寄附行為による自治を一定の範囲で許容し、学校法人の実情に対応する。知事所轄学校法人であっても、広域通信制高等学校を運営する法人その他全国的に展開するなどの大規模な法人について、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする。
- 3 現状から変更が生じる事項については、負担の軽減と運営の継続性に鑑み、所要の準備期間を設けるほか、大臣所轄学校法人以外の法人を中心として、必要に応じて経過措置を定める。

三 学校法人における意思決定

学校法人の意思決定の権限については、次に掲げる措置その他必要な制度改革を実施する。

- 1 大臣所轄学校法人における学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び重要な寄附行為の変更について、理事会の決定とともに評議員会の決議（承認）を要することとする。

四 理事・理事会

理事・理事会については、次に掲げる措置その他必要な制度改革を実施する。

- 1 理事長の選定及び解職は、理事会において行うこととする。
- 2 業務に関する重要な決定は理事会で行い、理事に委任することを禁止することとする。
- 3 理事の選任を行う機関（以下「選任機関」という。）として評議員会その他の機関を寄附行為で定めることとする。評議員会以外の機関が理事の選任を行う場

合、あらかじめ選任機関において評議員会の意見を聴くこととする。

- 4 理事の解任について、客観的な解任事由（法令違反、職務上の義務違反、心身の故障その他寄附行為で定める事由をいう。以下同じ。）を定め、評議員会は、評議員会以外の選任機関が機能しない場合に解任事由のある理事の解任を当該選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。評議員は、これらが機能しない場合に自ら訴訟を提起できることとする。
- 5 校長理事については、解任事由がある場合に理事としての解任がなされるように措置する。
- 6 大臣所轄学校法人においては、外部理事の数を引き上げることとする。また、個人立幼稚園などが学校法人化する場合の理事数等の取扱いを定める。
- 7 理事の任期は、選任後4年を上限に寄附行為で定める期間内の最終会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を認めるとともに、理事の任期が監事及び評議員の任期を超えてはならないこととする。
- 8 理事は、理事会に職務報告をすることとし、知事所轄学校法人については、実情を踏まえた柔軟な取扱いを認めることとする。
- 9 理事は、理事の立場で評議員会に出席し、必要な説明をすることとする。

五 評議員・評議員会

評議員及び評議員会については、次に掲げる措置その他必要な制度改正を実施する。

- 1 理事と評議員の兼職を禁止することとする。また、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げることとする。
- 2 評議員の選任は、評議員会が行うことを基本としつつ、理事・理事会により選任される者の評議員の定数に占める数や割合に一定の上限を設けることとする。
- 3 教職員、役員近親者等については、それぞれ評議員の定数に占める数や割合に一定の上限を設けることとする。
- 4 評議員は、学校の教育研究への理解や法人運営への識見を有する者とする。
- 5 評議員の任期は、選任後6年を上限に寄附行為で定める期間内の最終会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を認める。
- 6 大臣所轄学校法人の評議員会について、評議員による招集要件の緩和や議題提案権を措置する。
- 7 評議員は権限の範囲内において善管注意義務と損害賠償責任を負うことを明確化する。評議員の不正行為や法令違反については、監事による所轄庁・理事会・評議員会への報告や所轄庁による解任勧告の対象に加えることとする。

六 監事

監事については、次に掲げる措置その他必要な制度改正を実施する。

- 1 監事の選解任は、評議員会の決議によって行うこととする。
- 2 役員近親者が監事に就任することを禁止する。
- 3 監事の解任について、客観的な解任事由を定め、監事は、評議員会において、監事の選解任又は辞任について意見を述べるができることとする。
- 4 監事の任期は、選任後6年を上限に寄附行為で定める期間内の最終会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとし、理事の任期と同等以上でなければならないこととする。
- 5 特に規模の大きい大臣所轄学校法人については、監事の一部を常勤化することとする。
- 6 監事は、評議員会に対する監査報告に限らず、評議員会に出席し意見を述べることとする。

七 会計監査

会計監査については、次に掲げる措置その他必要な制度改正を実施する。

- 1 大臣所轄学校法人においては、会計監査人が会計監査を行うこととし、その選解任の手續や欠格要件等を定める。
- 2 私学助成の交付を受けていない法人も含め計算書類や会計基準を一元化し、計算書類の作成期限を会計年度終了から3か月以内に延長することとする。
- 3 1の会計監査を受ける場合に私立学校振興助成法に基づく公認会計士又は監査法人による監査を重ねて受ける必要が生じないよう措置する。

八 内部統制システムの整備

大臣所轄学校法人においては、学校法人の業務の適正を確保するために必要なリスクマネジメント、内部監査、監事の補助、職員等から監事への内部通報等に係る内部統制システムの整備を決定する義務を理事会が負うことを明確化する。

九 その他

- 1 監事が子法人の業務を執行する理事・取締役や社員等を兼職することを禁止する。子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務で継続的な報酬を受けている者を会計監査人としてはならないこととする。
- 2 監事・会計監査人が子法人を調査対象とすることができるようにする。
- 3 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての刑事罰を整備する。
- 4 理事会及び評議員会の議事録の作成・閲覧や画一的・早期の紛争解決に資する訴訟制度の整備など、学校法人固有の事情の考慮を特段要しない事項については、他の法人制度を参考に導入する。

規模に応じた対応案

事項	大臣所轄の学校法人 (大学・短大・高専を設置する学校法人) ※ ※大規模・広域の知事所轄法人も追加可能とする	知事所轄の学校法人 (左記以外の学校法人)
理事定数	5人以上【現行どおり】	5人以上【現行どおり】 (附則6条園からの移行措置も検討)【新規】
外部理事の数	2人以上【新規：修学支援新制度に同じ】	1人以上【現行どおり】
理事の理事会への職務報告	年4回以上【新規】	年2回以上(寄附行為の定め)【新規】
内部統制システム	理事会による方針決定【新規】	任意【新規】
	役員 ¹ の善管注意義務【現行どおり】	
評議員会の決議・承認等	解散・合併・重要な寄附行為変更【新規】	—
	寄附行為で定めた事項、役員 ¹ の責任の一部免除【現行どおり】	
役員近親者等・教職員などの評議員	属性ごとの上限の設定を検討【新規】	属性ごとの上限の設定を検討【新規】 (小規模法人への配慮も含め検討)【新規】
評議員の権限	3分の1以上の評議員による招集請求 (要件の緩和を検討)【新規】	3分の1以上の評議員による招集請求 【現行どおり】
監査体制	監事の補助・内部監査、 監事と会計監査人の連携、 監事への内部通報など【新規】	任意(内部規程)【新規】
理事近親者等の監事就任	禁止【新規】	禁止【新規】 (小規模法人の移行措置も含め検討)【新規】
会計監査人	設置義務【新規】	任意(寄附行為の定め)【新規】
振興助成法に基づく監査	一定額の私学助成を受けた場合【現行どおり】	
	(計算書類・会計基準を一元化、会計監査人の会計監査報告で代替)【新規】	

備考 上記以外にも、小規模な法人の運営実態等に鑑みた配慮措置・移行措置を検討する。

「高等教育の修学支援新制度の見直しについて」【概要】

(令和4年12月14日「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」報告)

1. 機関要件の審査について

(1) 経営に係る要件の見直し

<改正案>

下記の1. 又は2. のいずれかに該当する場合、対象機関とはしない。

1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件

下記①・②いずれにも該当すること

①直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナスであること

②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナスであること

2. 収容定員に関する要件

(大学・短期大学・高等専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満であること

但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予する。

(専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満であること

但し、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合※は、確認取消を猶予する。

※ 各都道府県知事等の判断にあたっては、例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など、国として一定の判断基準を示す。

(2) 総合知に係る取組の審査への反映

入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等の総合知を育成するための学生の学びの充実に向けた取り組みについて、機関要件確認申請書類の様式に記載事項欄を追加し、こうした取組を実施している場合には各学校が記載することで、情報公開を進め、学生を含む外部の評価を促すこととする。

1

2. 中間層への拡大について

(1) 拡大の対象（基本的な枠組み及び優先順位）

○ 現在、修学支援新制度の対象となっていない中間所得層（負担軽減の必要性の高い多子世帯や理学・工学・農学系の学部で学ぶ学生等）への対象範囲の拡大については、現行の3段階の支援区分に加え、新たに4番目の支援区分を設ける。

○ 新たな4番目の支援区分の具体的な所得基準や支給額については、今後、財源と併せ政府において検討。

【参考1】高等学校等就学支援金における私立高校等の加算の年収上限：約600万円（両親(一方が就労)、子供2人の家族構成の場合)

【参考2】高等教育の修学支援新制度の満額の1/4（私大自宅外の場合）：40.2万円（cf. 高校就学支援金（私立高加算含む）：39.6万円）

○ 中間所得層の支援対象については、財源確保とのバランスをとって議論を行うため優先順位を付けることが必要である。優先順位付けにあたっては、政府としての大きな課題である「少子化対策」、「デジタルやグリーンなど成長分野の振興」に資するものとする。

○ 少子化対策の観点からは子供の数3人以上の多子世帯（「2人」という意見もあったが少子化対策上の効果を重視）

○ デジタルやグリーンなど成長分野の振興の観点からは、（社会実装には幅広い分野の人材が必要であるものの）より関連の強い、理学・工学・農学系とする。なお、国公立より私立の方が授業料などの負担が重い実態を踏まえる必要。

(2) 多子世帯の考え方、(3) 理学・工学・農学系の範囲

○ 支援の対象とする「多子世帯」については、「大学等に在籍する学生の世帯に、学生本人含め「扶養される子供」が3人以上いること」とする。

○ 具体的な理学・工学・農学系の特定方法については、大学・短期大学・高等専門学校の場合は、学部又は学科を単位とし、学位の分野が「理学」、「工学」、「農学」の学部・学科を対象とする。学際分野については、学位の分野に「理学」、「工学」、「農学」が含まれていれば対象とする。専門学校の場合は、学科を単位とし、学科の属する分野が「工業関係」、「農業関係」の学科を対象とする。

3. 今後の検討課題

(状況の推移を踏まえた機関要件の見直し)

- 人口減少社会のなかで、質の高い高等教育と全国各地の高等教育の選択肢の確保との両立を図るべく、学生個人に対する修学支援の制度のみならず高等教育行政全体で取り組んでいくとともに、本制度の機関要件においても状況の推移を踏まえながら必要に応じて見直しを検討していくことが望ましい。

(少子化対策としての修学支援)

- 複数の団体や本検討会議からは、所得制限を設けることなく多子世帯支援を進める声が上がっているが、その実現には恒久的な財源の確保が必要である。政府においては、日本社会の根幹を揺るがしつつある少子化問題に、どのような形で対応するのが有効であるか、引き続き検討を進められたい。

(大学院段階も含めたシームレスな支援)

- 大学院段階における新たな仕組みの創設も提言される中、大学院も含めたシームレスな支援体制が望まれる。また、義務教育段階や高等学校段階も含め、修学支援が学校教育段階を通じて一貫して行われており、安心して学べる環境にあることを広く周知する必要。

本報告の制度の改善、見直しの提言については、福祉など他の行政分野や、地方公共団体などとも連携しつつ、総合的な視点から取り組んでいくことが重要。

3

(参考) 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議について

<検討内容>

「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」（令和4年5月10日教育未来創造会議第一次提言）及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日）を踏まえ、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）の今後の在り方について検討を行う。

<検討体制>

	赤井 伸郎	国立大学法人大阪大学国際公共政策研究科長
	大村 秀章	愛知県知事、 全国知事会 文教・スポーツ常任委員会委員
	千葉 茂	学校法人片柳学園理事長
	仁科 弘重	国立大学法人愛媛大学学長
座長	福原 紀彦	日本私立学校振興・共済事業団理事長
	室橋 祐貴	日本若者協議会代表理事
	吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長

(役職はR4. 8. 24現在)

<検討経緯>

第1回	令和4年	8月24日	高等教育の修学支援新制度の現状について 教育未来創造会議第一次提言について
第2回	令和4年	9月26日	学生を保護する視点からの機関要件の厳格化について 学生の学びの充実に向けた機関要件の活用について
第3回	令和4年	10月18日	理工系及び農学系の学生等への支援拡充について 多子世帯への支援拡充について
第4回	令和4年	11月14日	機関要件の見直しに関するヒアリング
第5回	令和4年	12月12日	高等教育の修学支援新制度の見直しについて（報告案）

令和4年11月25日

自由民主党 専修学校等振興議員連盟
会 長 塩 谷 立 殿

全国専修学校各種学校総連合会
会 長 福 田 益 和

専修学校の振興に関する要望について

日頃から専修学校振興のため、ご理解ご支援を賜りますこと、心より御礼申し上げます。
わが国の中核的職業教育機関である専修学校は、制度創設以来、約1千3百万人を超す卒業者を地域経済社会の担い手として輩出し、現在も約64万人の学生生徒が職業的自立を目指して学んでいます。

今もなお影響色濃い新型コロナウイルス感染症に加え、生産人口減少、グローバル化に伴う国際競争力強化への対応など、わが国が向き合うべき課題は年々多様化しております。

一方、先端技術の急速な進展や、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進による生産性向上、女性・高齢者など幅広い層への就労意識の広がりなど、新しい社会に向けた歩みも確実に始まっています。

そして政府は「成長と分配の好循環」等をコンセプトとした「新しい資本主義」の実現に向け、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」実施に動き出しました。

こうした、大きな社会変革の波が押し寄せるなか、人材育成、そのための職業教育・キャリア教育の重要性は、今後ますます高まっていくと思われれます。

特に、その社会的重要性が再評価されつつあるエッセンシャルワーカーをはじめ、時代のニーズに即応した人材養成のための職業教育・キャリア教育を行ってきた専修学校については、これまでの実績と今後の役割に鑑み、支援の充実をお願い申し上げます。

〈専修学校の振興策関連の要望事項〉

1. 「職業実践専門課程」の振興方策の推進

企業等と組織的に連携し実践的な職業教育に取り組む専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」について、教育機能等の充実を図るとともに、「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」の議論を踏まえ、質保証・向上の取組を一層推進すること。

また、都道府県による職業実践専門課程に認定された専門学校への運営費補助に対する取組の促進のため、引き続き国において特別交付税措置を講ずること。

2. 高等専修学校の振興方策の推進

わが国の後期中等教育機関として職業教育を受けた生徒を地域社会へ輩出してきただけでなく、多様な背景を持つ子供達を受け入れる「学びのセーフティネット」としても機能してきた高等専修学校について、その運営の支援を所轄庁である都道府県と連携しつつ推進すること。

3. 留学生関連について

○専門学校留学希望者の受け入れの促進及び卒業後の就職機会の拡大

生産人口が今後継続的かつ劇的に減少していくわが国の産業と地域社会を維持発展させるため、在外公館における積極的な情報提供等を含め専門学校への優秀な外国人留学希望者の受け入れを大幅に促進し、極めて限定列举的発想で運用されている在留資格の在り方を根本的に見直し、留学生の卒業後の就職機会を拡大すること。具体的には、特に地方の中小零細企業への専門学校留学生の卒業後の就職を推進するため、職種・業種の限定をできる限り緩和することについて、経済各団体の要望※も踏まえつつ、法務省と文部科学省で検討すること。

※Innovation Migration Policies-2030年に向けた外国人政策のあり方（2022年2月15日一般社団法人日本経済団体連合会）、コロナ問題の在留外国人の影響と必要な対応（2020年5月22日一般社団法人新経済連盟）、多様な人材の活躍に関する重点要望（2022年10月21日日本商工会議所・東京商工会議所）

○日本語教育の期間延長

留学生 30 万人計画の達成に伴う非漢字圏からの留学生数の大幅な増加に鑑みて、確実な日本語能力獲得の観点から、日本語教育機関に在籍できる期間の上限を現行の2年から3年に延長することについて、法務省と文部科学省で検討すること。

○高等専修学校への留学要件の適正化

現在専修学校制度の枠内で一律的に要件が設定されている外国人留学生の受け入れについて、特に大学入学資格を有する3年制の高等専修学校に関しては、後期中等教育機関として留学要件を高等学校と同等に適正化することについて、法務省と文部科学省で検討すること。

4. 公共職業能力開発施設における教育訓練の専修学校等との役割分担の明確化

各都道府県が実施している公共職業訓練について、平成10年「公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等について」が労働省・文部省（当時）の課長名で発出され、調整が図られたが改善がなされず、その後平成26年に改めて厚労省能力開発課長通知が出されている。しかしながら、継続的な要望にも関わらず依然として専修学校等で実施する教育内容と同じ訓練が各地で実施されていることから、適正に運用されるよう厚生労働省から各都道府県に対して強く指導すること。

5. 専修学校及び学生生徒に対する災害救済支援措置の整備

近年、予測を超えた自然災害が多発していること、また将来、大規模災害の発生が予見されていることから、被災した専修学校の学生生徒その保護者が通常的生活をいち早く取り戻せること、また被災した専修学校が地域の職業教育機関として従来どおりの教育機能を果たすことが可能となるよう、法律改正を含め必要な災害救済支援措置を整備すること。

〈予算関連の要望事項〉

1. 専修学校教育の振興に資する取組

(1) 社会のニーズに対応した専修学校教育の人材養成機能の向上

① 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育の推進

これまでになく社会の変化が激しさを増す中、労働力世代の個々人のリスクリングによる生産性の向上のため、専修学校と企業・業界団体等が連携体制を構築し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツ作成及び学びの機会の充実を推進すること。

② 地域産業中核的人材養成事業の推進

専修学校を活用した産学官の連携体制を構築し、各地域の特性に応じた中核的専門・高度人材の養成を充実するとともに、わが国の成長を牽引する人材の養成の観点から、数理・データサイエンス・AI教育の充実やDX人材の養成、専門学校と高校の有機的連携による高・専一貫した教育プログラム等の開発を拡充すること。

また、高等専修学校と各地域が連携する「チーム高等専修学校」の構築を通じて、「学びのセーフティネット」機能の充実・強化に向けた教育実践の取組を推進すること。

③ 専修学校における先端技術を活用した教育方法等の実証研究の推進

実践的な職業教育を通じ、専修学校において社会に必要不可欠な専門人材の供給を継続するため、専修学校における遠隔教育導入モデルの構築を継続すること。

④ 専修学校留学生の学びの支援推進事業等の充実

コロナ禍で減少した専門学校における外国人留学生への学びの支援を推進するため、専修学校留学生の学びの支援推進事業を継続すること。

また、産業界における高度かつ専門的な外国人材の需要拡大に対応するため、専門学校の国費外国人留学生の採用人数を拡充するとともに、私費留学生に対する留学生受入れ促進プログラム（旧外国人留学生学習奨励費給付制度）の専門学校枠（一般枠、特別枠、予約枠）を大幅に拡充すること。

(2) 多様な職業分野における専修学校教育の質保証・向上

① 「職業実践専門課程」等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

専修学校における教学マネジメントの強化、教職員の資質能力の向上、職業実践専門課程の充実等を通じて専修学校の質保証・向上を図るための事業を充実すること。

②専修学校と地域の連携深化による「職業教育魅力発信力」強化事業の充実

専修学校が担う実践的な職業教育に関する理解を促進するため、地域の中学校・高校や企業等の各ステークホルダーを意識した効果的な情報集約・情報発信等の在り方・手法についての検討・検証、文部科学省「#知る専」などを通じた専修学校の職業教育の魅力発信力強化、職業教育の理解促進や職業接続も含めた幅広い視野からの進路選択可能な環境を実現すること。

2. 専修学校の教育体制及び施設整備に関する取組

(1) 専修学校の教育基盤整備の支援

①施設整備費補助金の拡充

学生生徒が安心して学ぶことができる環境を確保するため、耐震補強その他激甚化する自然災害への防災機能強化、アスベスト対策、環境に配慮したエコキャンパスの整備等に加え、ウィズコロナ・アフターコロナの下での衛生環境改善（空調・換気設備の改修等）に関する施設整備費補助金を拡充するとともに、専修学校の規模に応じた適切な補助下限額を設定すること。

②研究設備整備費等補助金の拡充

ICTを活用した学習環境の構築のための情報処理関係設備の整備に係る経費の補助を拡充すること。

3. 専修学校への修学支援に関する取組

(1) 専門学校生の経済的負担の軽減

①私立専門学校生に対する修学支援の充実

高等教育の修学支援新制度の見直しに当たっては、中間層を含め幅広く支援すること。また、支援対象者となる高校等の生徒に対し、専門学校を含めた公平かつ適切な進路指導を行うこと。

(2) 高等専修学校生の経済的負担の軽減

①高等学校等就学支援金等の充実

私立高校の授業料の実質無償化に当たって、現在、私立高校生と同等の支援を受けている私立高等専修学校生について、引き続き同様の措置を講ずること。

また、所轄庁が行う私立高等専修学校授業料減免補助に要した経費の一部に対する、国の特別交付税措置を継続すること。

〈税制関連の要望事項〉

教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、教育投資や経済活性化に広く寄与していることから、適用期限を延長するとともに、利用上限額の引き上げも含めた非課税措置を拡充すること。

以上

専修学校等の振興に関する決議

人への投資、デジタル化への投資は「新しい資本主義」の柱である。そして、教育への支出はコストではなく投資である、ということは本議連においても従来申し上げてきたことである。

具体的取組として、「デジタル田園都市国家構想」等を踏まえたデジタル人材の育成、リカレント教育等を急ぎ進める必要がある。

専修学校等は、地域の実践的な職業教育機関として、我が国社会の発展に大きな役割を果たしてきた。今後とも、職業実践専門課程、修学支援新制度などの取組により教育の質を保障し、実践的な技術や資格を備え、地域経済社会を支える人材の育成に取り組む必要がある。

留学生の受入れは、制度の全体像を見ながら戦略的に進める必要がある。その前提の下、質の高い専門学校等で学修し、優秀で、我が国に理解のある留学生については、地域産業の発展の観点や経済界からの要望も踏まえた対応が考えられる。

専修学校等が持つ職業教育機能の活用及び専修学校等に対する支援の一層の充実を実現するため、特に政府における次の事項の重点的な取組を求めることを、ここに総意をもって決議する。

一、専修学校等全体の質保証と先端的な取組の推進を図ること。具体的には、専門人材の技能アップデイトのためのリカレント教育プログラムの確立、DX人材養成、AI等の先端技術の活用、「#知る専」を通じた職業教育の魅力発信など専修学校教育の振興に資する取組、並びに教育装置・耐震化・エコ改修等の学校施設の改善、情報処理関係設備の整備等の学習環境充実のための所要の予算を確保すること。

二、企業等と連携した「職業実践専門課程」について、その質保証・向上の取組の推進を図ること。令和4年度より新たに特別交付税措置が講じられることを契機とし、都道府県による職業実践専門課程に認定された専門学校への運営費補助に対する取組の推進を図ること。また、「学びのセーフティネット」としても機能してきた高等専修学校について、その運営の支援を都道府県と連携しつつ推進すること。なお、公共職業能力開発施設における教育訓練の実施にあたっては、専修学校との緊密な連携のもと官民の役割分担について十分な徹底を図ること。

三、意欲と希望がある全ての者の学びを支援するため、修学支援新制度について、中間所得層（多子世帯や、専門学校の工学・農学系の学生）に対する支援の拡充を図ること。「機関要件の厳格化」の検討については、専門学校が地域で活躍する人材の輩出に果たしてきた役割や、大学との財政支援の在り方の違い等、その実情を十分考慮した設計とすること。

四、教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について、高齢者世代から現役世代への資産移転を促進することにより、学生等の教育資金の確保、教育費負担の軽減や、経済活性化にも大きく寄与してきたことを踏まえ、適用期限の延長と利用上限額の引き上げを含めた非課税措置の拡充を検討すること。

五、地域経済社会を支える日本人の育成が中心であることを前提とした上で、質の高い専門学校で学修した、地域産業の高度化や国際化を牽引する留学生に対する卒業後の活躍を見据えた制度の在り方について、関係省庁による緊密な連携の下、検討すること。

令和四年十一月二十五日

自由民主党 専修学校等振興議員連盟